

弊社会員規約の改定について

弊社の貸金業登録更新に伴い、平成 24 年 5 月 21 日より貸金業者登録番号が変更となりました。併せて、会員規約の内容も一部改定いたしましたので、お知らせいたします。
改定する会員規約の主な改定箇所、内容は以下のとおりです。

1. 改定する会員規約等

- ・きたぎんUCカード会員規約
- ・きたぎんUC法人カード会員規約

2. 主な改定箇所と内容

【きたぎんUCカード会員規約】

改定箇所	改定内容
第 22 条（カード利用可能枠）	・「カードの利用又は当社のかかわる通信販売等」を「ショッピングサービス」とし用語を統一いたしました。
第 23 条（支払区分）	<ul style="list-style-type: none"> ・「カードによる商品・サービスの購入代金及び通信販売」を「ショッピングサービス」とし用語を統一いたしました。 ・「分割払手数料」を「手数料」に改定いたしました。 ・「利用代金」を法定用語の「現金価格」へ改定いたしました。 ・「支払金合計」は「支払総額」へ改定いたしました。
第 24 条（商品の所有権）	・「カードによる商品の購入又は通信販売」を「ショッピングサービス」とし用語を統一いたしました。
【個人情報の取扱い（収集・保有・利用・提供）に関する同意条項】	
第 4 条（個人信用情報機関への登録・利用）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 標題の「指定信用情報機関」を「個人信用情報機関」へ改定いたしました。 ・ 条文中の「指定信用情報機関」を「加盟個人信用情報機関」へ改定いたしました。（第 5 条、第 7 条も同じ） ・ ㈱シー・アイ・シー(CIC)が割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関であることを明示いたしました。 ・ ㈱日本信用情報機構 (JICC) が貸金業法に基づく指定信用情報機関であることを明示いたしました。
貸金業者登録番号	・ 東北財務局長 (8) 第 00067 号から東北財務局長 (9) 第 00067 号へ変更になりました。

【きたぎんUC法人カード会員規約】

改定箇所	改定内容
第 6 条（カード利用可能枠）	・「マスターカード・インターナショナル・インコーポレイテッド」を「マスターカード・アジア・パシフィック・PTE・リミテッド」に社名変更いたしました。
第 23 条（債権譲渡）	・「カードの利用又は当社のかかわる通信販売等」を「ショッピングサービス」とし用語を統一いたしました。
第 25 条（商品の所有権）	・「カードによる商品の購入又は通信販売」を「ショッピングサービス」とし用語を統一いたしました。

以 上